

特定不妊治療費助成事業のお知らせ

金ヶ崎町では、医療保険が適用されない特定不妊治療及び特定不妊治療に係る男性不妊治療を受けたご夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部を助成します。

【対象となる治療】

- ・ 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）
 - ・ 男性不妊治療（精子採取手術）
- ※ただし、特定不妊治療に至る過程の一環で行う男性不妊治療のみ

【助成期間及び回数】

初めて助成を受ける治療の治療開始日の妻の年齢区分によって助成回数が異なります。

- ◇40歳未満・・・子ども一人ごと6回まで
- ◇40歳以上43歳未満・・・子ども一人ごと3回まで



【対象となる方】

- ① 金ヶ崎町に住所を有する、特定不妊治療を受けた夫婦（事実婚を含む）
- ② 岩手県が実施する不妊に悩む方への特定治療支援事業による助成金（以下「県助成金」という。）の交付決定を受けている方。

【助成額】

夫婦一組につき、助成対象医療費から県助成金を除いた額と以下の助成限度額を比較して少ない方の額。

助成限度額（1回の治療につき）

- ① 特定不妊治療
 - A. 治療ステージのうち、C（以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施）及びF（採卵したが卵が得られない、または状態のよい卵が得られないため中止）の場合は上限5万円
 - イ. 上記以外の治療ステージの場合は上限10万円
- ② 男性不妊治療 上限5万円

【申請方法】

県助成金の交付決定を受けた後、子育て支援課窓口で申請手続きを行ってください。（すみやかに申請してください。）

申請に必要な書類

- 申請書（請求書）、印鑑、預金通帳（振込先確認のため）
県助成金の交付決定通知書【写】、受診等証明書【写】、領収書【原本】
事実婚関係に関する申立書【写】…事実婚の場合のみ
※申請書（請求書）は町ホームページから印刷できます。